

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和2年9月23日（水） 午後1時00分から  
午後3時04分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、太田正美、井上伸史、二ノ宮健治、守永信幸、小嶋秀行、吉村哲彦

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、木田昇、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 第84号議案及び第85号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (4) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況報告等について及び大分県森林環境税報告書～第3期の検証と今後のあり方～についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について、今年度の実施は中止とし、県内所管事務調査を実施することを決定した。
- (7) 参考人招致について、協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
政策調査課調査広報班	主事	佐藤千種

# 農林水産委員会次第

日時：令和2年9月23日（水）13：00～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

13：00～15：30

### (1) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）  
（本委員会関係部分）

第 4号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）について  
（本委員会関係部分）

### (2) 合い議案件の審査

第 84号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

第 85号議案 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況報告等について

③大分県森林環境税報告書～第3期の検証と今後のあり方～について

④令和2年度大分県農林水産祭について

### (4) その他

## 3 協議事項

15：30～15：45

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) 参考人招致について

(4) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として古手川正治議員、木田昇議員、堤栄三議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていきますので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、報告1件及び総務企画委員会から合議のあった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

初めに、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**大友農林水産部長** それでは、第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、農林水産関係について説明します。

農林水産委員会資料1ページの（1）予算を御覧ください。太枠のとおり、農林水産部関係の2年度9月補正予算案として、9事業、50億8,280万8千円を計上しています。

まず、豪雨災害関連は3事業です。先に被害状況から説明します。4ページを御覧ください。7月の豪雨災害では、日田市、由布市、九重町、玖珠町を中心とした県内各地で甚大な被害が発生しました。農林水産業の被害額は、上の表の総計欄にあるとおり、約182億円となっています。特に、農地の冠水・土砂流入や農業用水路の損壊など、農地・農業用施設の被害額が約136億円と非常に多くなっています。被災した農地・農業用施設については、可能な限り次期作に間に合うように市町による復旧工事等を

支援していきます。

個別の事業については、後ほど改めて報告しますが、7月28日付けで、生産者等が行う土砂撤去や農業用ハウス等生産施設復旧経費への助成について、補正予算（第4号）の専決処分を行っています。

今回の補正予算（第6号）は、今後国の災害査定が終了した後、順次市町等が工事に着手することとなる農地・農業用施設の災害復旧事業等について、必要な予算措置をお願いするものです。

次にコロナ関係は5事業です。新型コロナウイルス感染症対策関連については、これまでに、6月3日の臨時議会で9事業、その後の6月議会で1事業についての補正予算を御承認いただきました。

今回の補正予算（第6号）は、今後懸念される農業の労働力不足への対応や、価格の持ち直しの兆しが見えない木材の需要拡大等、計5事業について必要な予算措置をお願いするものです。

その他、農林水産研究指導センターで発生した火災への対応に必要な予算1事業について計上しています。加えて、公共事業の繰越限度額の設定と指定管理者制度に関する債務負担行為の設定について計上しています。

9月6日から7日に本県に最接近した台風第10号の被害状況について御説明します。農林水産委員会資料3ページを御覧ください。

9月18日現在、農林水産物関係の被害は、上の表の太枠にあるとおり件数616件、被害額2億5,400万円です。主な被害内訳は、水稻の倒伏、なし等の落果など、農作物等が4,800万円、農業用ハウスの損壊などの生産施設が8,700万円となっています。

県では、既決の農林水産業施設等復旧支援事業等を活用し、被災された生産者への支援に全力で取り組んでいきます。

以下、個別の事業等の概要については、各担当課室長から説明させます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

**安東農村基盤整備課長** 補正予算の個別の事業内容について説明します。まず、災害関連の事業です。

資料1ページを御覧ください。下の表1番の団体営耕地災害復旧事業30億6,465万4千円です。

この事業は、令和2年7月豪雨により被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町等に対し助成するものです。主な助成対象地区等は記載のとおりです。8月25日に激甚災害に指定されたため、補助率は農地でおおむね96%、農業用施設でおおむね98%が見込まれます。約3,500か所を見込んでいます。

**吉川林務管理課長** 続いて、2番の林道災害復旧事業6億5,812万6千円です。

この事業は、被災した林道の復旧を行う市町等に対し復旧に要する経費を助成するものです。補助率は激甚災害指定によりおおむね95%が見込まれています。63か所を見込んでいます。

**中野森林保全課長** 続いて、3番の災害関連緊急治山事業10億8千万円です。

この事業は、崩壊した山地や、土砂流出溪流等の復旧を図るためスリットダム等の工事を実施するものです。15か所を見込んでいます。

**井迫新規就業・経営体支援課長** 続いて、コロナ対策関連事業について御説明します。

なお、別にお配りしているA3の資料にはコロナの影響と今回までの対策をまとめているので、後ほど御覧ください。

資料2ページを御覧ください。4番の援農従事者スキル向上緊急支援事業3,655万7千円です。

この事業は、感染症の影響により就労機会を失った県民等を農業に誘導するため、農家等への援農を実施する事業者が、新規従事者に行う実地研修等に要する経費や、従事者を現地まで送迎する際の3密防止対策に必要な車のリース代等を助成するものです。

**高村林産振興室長** 5番、木材消費拡大緊急対

策事業4,468万8千円です。

この事業は、既存の住宅・オフィス等における県産材の利用拡大に向けて、在宅ワークスペースや3密を回避するためのスペースの確保など、新しい生活様式の実践に向けた改修工事に要する経費に対し助成するものです。

6月の臨時議会で予算化した、県産材を利用した住宅建築を推進するおおい材住宅ポイント事業とあわせて木材需要の早期回復を図っていきます。

続いて、6番、林業再生県産材利用促進事業3千万円です。

この事業は、木材製品の出荷量減少で在庫が増加している乾燥材の保管場所を確保するため、製品市場における保管庫の整備に対し助成するものです。市場への製材品保管庫の整備により今後の需要回復時に迅速な対応が可能となり、信頼性の確保と高価格での販売が期待されます。

**吉松森林整備室長** 7番の再造林緊急支援事業1億4,100万円です。

この事業は、木材生産量抑制の影響で再造林の面積が減り、余剰となった苗木について、造林未完了地への植栽に要する経費等を助成するものです。

**三浦地域農業振興課長** 続いて、8番の大分農業文化公園等管理維持体制持続化事業1,821万4千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として、大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館について、県からの要請による売店、カフェ、コテージ、研修室等、施設の休業・自粛等で利用料収入が減少したことにより、施設管理、運営業務の継続に支障が生じたため、指定管理の基本協定第39条の不可抗力によって発生した費用等の負担の条項に基づき、必要な金額を県が負担するものです。対象期間は新型コロナウイルス感染拡大の影響が出始めた今年3月から、県民に対する自粛要請がほぼ解除された6月末までです。負担金の積算方法については、直近3か年の該当月の収入平均と負担対象月の収入実績との差額から休館等により減少した経費を減額した金額が施設の管理・運営

に不足する費用としており、大分農業文化公園が1,665万6千円、大分県都市農村交流研修館が14万1千円となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、サーモグラフィ設置に要する経費141万7千円を加算しています。

コロナ対策関係事業については以上です。

引き続き、9番の農林水産研究指導センター施設整備事業956万9千円について説明します。

この事業は、火災により焼失した農林水産研究指導センター畜産研究部の乾燥稲わら庫の解体と乾草を屋外保管するためのラッピングマシンを整備するものです。

資料の5ページをお開き願います。乾燥稲わら庫は今年6月2日(火)22時頃に出火し、翌6月3日(水)10時に鎮火しました。出火原因は、乾草をロール状にしたものを4段積みとし、間隔を空けずに置いていたところ、水分の高いロールが燻炭化現象で自然発火したものです。今後は、簡易水分計で乾草の水分管理を十分に行い、4段積みをやめて3段積みとし、一部はラッピングして屋外保管する等、再発防止を徹底します。

**宇都宮農林水産企画課長** 資料の6ページをお願いします。

繰越明許費について説明します。これは、公共事業について、適正工期の確保や、施工時期の平準化などを目的に、繰越限度額の設定をお願いするものです。対象事業としては、表に記載のとおり、第6款第4項林業費8事業27億8千万円、第11款第1項農林水産業施設災害復旧費4事業49億1,100万円など、合計30事業95億2,550万円です。

今回の繰越限度額の設定により、年度末の契約手続等の制約なく、適正な工期を確保した発注が可能となります。

また、施工時期の平準化により、受注者側の働き方改革等にも資するものと考えています。

続いて、債務負担行為の追加について説明します。令和2年度補正予算に関する説明書(補正第6号)の59ページをお開きください。

下から3番目の大分農業文化公園等管理運営委託料とその下の林業研修所管理運営委託料の2件の債務負担行為の追加です。いずれも本年度末で現在の委託期間が終了することに伴い、次期指定管理者と管理委託の基本協定を結ぶ本年度から委託期間5年間の満了する7年度までの委託料の上限額を設定するものです。

大分農業文化公園等管理運営委託料の次期5年間の限度額は6億8,451万円で、今期5年間の限度額よりも1,112万3千円の増となっています。主な要因は、労務単価の上昇に伴う人件費の増と利用促進のための広告宣伝の強化によるものです。

次に、林業研修所管理運営委託料の次期5年間の限度額は1億1,815万円で、今期5年間の限度額よりも1,003万円の増となっています。主な要因はパートタイム・有期雇用労働法施行に伴う、いわゆる同一労働同一賃金に対応するための人件費増によるものです。

今後のスケジュールは、本第3回定例会で今後の予算の裏付けとなるこの債務負担行為について御承認を得られれば、その後、選考委員会を開催し、応募者の中から指定管理候補者を決定し、第4回定例会で指定管理者の指定についての議案を提出したいと考えています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**太田副委員長** 1ページの団体営耕地災害復旧事業の応急復旧の進捗状況はどうなってますか。

**安東農村基盤整備課長** 応急工事の状況です。応急工事には2通りあり、応急仮工事と応急本工事があります。応急仮工事はポンプなどを設置し、水を用水路に供給して農業の継続を維持する方法です。

一方、応急本工事は水路に土砂等がたまった部分について、土砂の除去と水路の工事を同時に行い、災害復旧工事を一気にやってしまうやり方です。今、県としては、応急本工事について、査定の前ですが、国等の承認をもらい、工事等を行っています。

応急仮工事の部分について、ポンプ等の設置等を行いながら、用水供給をやっているところ

もあれば、正直に言って、ポンプ等の設置等が間に合わず、若しくはその配置等ができておらず、やむを得ず水供給ができていないものも発生していますが、いずれにしても、地域の中に入り込んで農家の声をできるだけ聴きながら、そういった応急仮工事も市町村と一緒にやってきている状況です。

**太田副委員長** 今四つの箇所があるんですが、いずれもまだ通水はされていないのでしょうか。それとも、所によっては通水ができていないのでしょうか。

**安東農村基盤整備課長** 通水の状況ですが、戸畑地区については、河川の氾濫によって土砂が流入し、この部分については、土砂を取り除いた後、次期作付けに間に合う形で通水等も行うように考えています。

九重町粟野地区については、水路の吸入部分、取り込み口の土砂を取り除いたことで一部、1ヘクタール程度ですが、稲が復旧したと伺っています。

あと、由布市の阿蘇野部分については、大規模な災害で、数年かかるかもしれませんが、現在のところ、用水供給等を本工事で実施すると考えています。

現実には、企業局との連携もありましたが、いずれにしても、応急仮工事を実施して、通水は開始しています。

**井上（伸）委員** 2ページの6です。乾燥材の保管庫についてですが、結局、コロナで売れないとなれば、製品を作らなきゃいいんでしょう、乾燥材を。それをどうしてオーバーして作る状況になるのかな。ちょっと説明が分からないですね。

それと、5番目もそうなんですが、前の実績ですね、1億8,450万円の実績と、いつも言うように、4,400万円のお金の中で、果たしてコロナ対策ができるのか、それだけの効果があるかをお聞きます。

それと、7番は、後でまた説明をお願いしたいと思います。

**高村林産振興室長** まず、6番の林業再生県産材利用促進事業に関する御質問ですが、確かに、

製材所においても生産調整を図っているところがありますが、なかなかそれが十分に至っていないところもあります。

加えて、さきほど少し説明しましたが、コロナが収束というか、これが過ぎた後に供給を十分行って体制を整備するところも含めて、この製品保管庫の整備をするようにしています。

それから、5番の木材消費拡大緊急対策事業の6月補正の際の実績です。6月3日からの契約に対して支援をすることにしており、棟上げをもって件数の確認をしています。先週末現在で45件ほどの件数を確認しており、加えて、これ以降も申込みが予定されていると聞いています。

それから、当該事業での本補正について、コロナ対策の効果です。住宅の新築が減る中で、住宅の改修、リフォーム等の要望が増えていると聞いています。ライフスタイルが変わることで、在宅の時間が長くなり、そういったスペースを確保したいという相談も工務店等にあっていると聞いています。具体には、在宅のテレワークをするためのデスクだとか、あるいはフローリングも抗ウイルスフローリングというものが出てきています。また、これは木材じゃないですが、壁紙等もそういった機能があり、その設置に対しては、こういった事業を活用していただきたいと考えています。

**井上（伸）委員** 後でまた詳細については聞きますので、よろしく願います。

**小嶋委員** 5番ですが、4,100万円の追加は、当初で1億8千万円していて、さきほど件数も言っていましたが、新しい生活様式の実践で改修工事が大幅に増えたことが背景にあって、このような補正予算になったという理解でよいのか。

当初予算で金額がある程度出ていて、新しい生活様式というのが言われ始めて間がないので、そこまでの補正予算が本当に必要だったかどうかは少し疑問があるところですね。

それから、6番目の3千万円ですが、これはこの時期に必要なかというのが疑問があるなという事です。さきほど井上委員がおっしゃった

ように、物を作らなきゃ大丈夫じゃないかということもあると思うんですが、この時期、当初で5億8千万円していて、3千万円ぐらいの不足がこの時期になぜ出てきたかなと非常に疑問があります。金額が多い少ないではなくて、当初の見込みがどうだったのかなと疑問があるので、ちょっとその辺御説明ください。

**高村林産振興室長** まず、5番の事業です。当初1億8,450万円の予算では、住宅の新築に対して支援をするものでした。今回は、新築ではなく、既存の住宅、非住宅をリフォームする際にこういった支援をすることを考えています。

それから、6番の事業で、5億8,105万5千円については、総額国庫補助金を使っている事業ですが、製材所等の加工施設等の整備に対する支援ということで当初は考えていました。

今回は、その国庫対象とはなっていない製品保管庫のみを建設する際の支援で、3千万円を計上しています。

**小嶋委員** 6番目は分かりましたが、5番目については、当初新築だったのが、今回は新しい生活様式ということで、内装工事とか、あるいは増築となると、事業名としては木材消費拡大緊急対策事業なんだろうと思うんですが、若干趣旨が変わってくるのかなと我々素人の思いとしては出てくるわけで。あと、増築とか内装のみで金額も単価も変わっているんじゃないかと思うんですが、これは当初の1億8千万円とは分けて事業化する必要はなかったのかどうか、お尋ねします。

**高村林産振興室長** 確におっしゃるとおり、リフォームで木材の消費拡大がどれくらいあるかと思うんですが、工務店等を調査したところ、新築の場合は20立方メートル以上使われ、リフォーム1件当たりでは1立方メートルから10立方メートルと。要するに、ボリューム的にはかなり少ないので、消費拡大が図られるかは、新築住宅よりも少ないのかなと考えています。

ただ、これまで100万戸から90万戸、ここ数年、90万戸という建築戸数があつた木造住宅が、コロナの影響等により、70万戸台に落ちると見込まれています。そういった中で、

今までの住宅以外の部分、非住宅とか、そういった部分でも木材を使っていかなければいけないと考えています。

その一つとして、今回、初めてこういった事業を組んだところですが、リフォームに木材を使っていたところの支援をしたいと考えています。

**二ノ宮委員** 今回の議案とは直接関係ないですが、今回の災害で特に感じたことで、斜面の崩壊とかが大変多かったと思っています。

今、木の伐採が始まっているんですが、木を切った後が被害に遭っていると。特に、水利組合の関係者等から、その株を水路に投げ込んだりとか、いろんなことが二次災害を起こしているという話を聞きました。

災害復旧をしていくと思うんですが、林業という立場の中で、そういう関係とかをぜひ調査して、伐採するときに業者に注意をするとか。それから、伐採後に植林ができれば一番いいんですが、急傾斜地とかについてはなかなか植林をしていない状況を見るので、その辺について考え方というか、できたら調査をしていただきたいんですが。

**吉川林務管理課長** 山の状況について御質問いただきました。29年、あるいは24年のときにも、大分県内で大きな土砂災害が山で起こっています。そのときに国も含めていろいろ調査をしたところ、主な要因として、皆伐——全部切ったところであるから崩れたという報告はないと承っています。

ただ、おっしゃるとおり、木を切れば当然、根は腐って支持力がなくなっていくことは事実としてあるので、当然、切った後は植えていくことが大事と思っています。

一方で、植えるにしても、山の尾根部とか、あるいは水が集まる谷部のところにまた人工林を作っていくのかという議論もあるので、安心・活力・発展プランでは再造林率を80%ということで、切ったところの80%は植えていきましょう。ただ、残りの20%については、人工林ではなくて広葉樹を入れながら、針広混合林、あるいは広葉樹林といった災害に強い森



づくりを目指していきたいとビジョンにも書いています。こちらについては、本庁も含め、振興局の普及員を通じて、いろんな事業者とも話をしながら進めているので、今回の災害を教訓に、また改めて注意をしていきたいと思っています。

**二ノ宮委員** はい。よろしくお願いします。

井路組合の代表の人なんかと話したときに、井路がずっとごみで埋まっていると。それを出すときに、木の根っことか、そういうものが大変多くて、そういうもののために二次災害が起こったんじゃないかという話を聞いています。できたら、そういう人たちが県に要望書を出そうかという話もしていました。もう少し詳細に調査をして、そういう影響がないように、ぜひよろしくお願いします。

**守永委員** 資料の5ページの農林水産研究指導センターの乾燥庫の火災の関係で、ここに原因等書いてあり、再発防止策もこのように書かれているんですが、これは一般農家で同じような設備を持っている可能性があるのか。また、そういった農家でこういったことが発生する可能性なり、過去に発生したことがあるのか、もし分かれば教えていただきたいのと、農家に対して試験研究機関で火事だとあんまり言いふらすこともないんでしょうが、こういう事例を紹介しながら事故再発防止に取り組んでいるのか、状況を教えてください。

**三浦地域農業振興課長** 現状ですが、農家の段階での乾燥、保管については、ほぼラップをして屋外保管となっています。それもあり、今回、火災で乾燥庫が焼失したわけですが、新設をせずに、一般農家がやっているのと同じやり方で、残っている乾燥庫は当然使いますが、それ以外の分は一般農家と同じような形でラッピングして屋外で保管することにしています。

なお、畜産研究部で過去、こういった自然発火による火災はなく、ちょっと年は忘れたんですが、バーネット牧場で過去に1度、自然発火した事例があると聞いています。

**吉村委員** 質問とは違い、少し要望みたいになりますが、災害復旧に関して、市町村との連携

をもう少ししっかりと図っていただければありがたいなと感じています。実は玖珠で、市町村に問い合わせたら、それは原状復旧だと、元に戻すだけだと言われた。ただ、西部振興局からは、いや、ちょっと改良できますよと言われた。結局どっちが本当なんだという部分で非常にもめていて、結局のところ西部振興局の部長に確認すると、完全にできるとは言わないが、判断の余地はありますよと、今検討いただいているところなんです、そういった話がいくつか耳に入るの、市町村との連携もしっかりと図っていただけると幸いです。よろしくお願いします。

**安東農村基盤整備課長** 玖珠の件について、場所等がどこか、また詳細に伺おうと思います。

いずれにしても、玖珠の部分について、さきほど1ページにも書きましたが、戸畑地区とか、要するに玖珠川が氾濫したことによって土砂が流入して、その中でも農家の方々から、改良復旧してくれという声も数名あがっています。これについても早急に西部振興局を経由して地元の方と、そうした改良復旧とともに、まずもって早期復旧というか、土砂を取り除く復旧をどのようにするかという話合いの場を持ってもらっています。今後、地元の方々と、どのように復旧するかをいろいろ協議しながら、早期復旧、それとともに後ほどの改良復旧にうまく結び付ける形で進めていければと思います。

いずれにしても、状況については再度確認したいと思います。よろしくお願いします。

**太田副委員長** 言い忘れたんですが、5ページの最初にある火災保険について対象外とはどういうことなのか。県有財産には全て保険をかけているのかどうか、その辺を詳しく教えてほしいんですが。

**三浦地域農業振興課長** 県有財産については、県有物件災害保険付保事務取扱要領により保険を付保するか判断しています。

今回の事例である倉庫・物置内については、構造上、火災の危険性が比較的少ないものに該当するというので保険を付保していません。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは、委員外議員の方、御質疑等はありませんか。

**木田委員外議員** 補正事業で2ページの4番援農従事者スキル向上緊急支援事業で、これは大分県オリジナルの事業としてやっているのか、全国でも同じようなものがあるかということと、援農を実施する事業者は、どのような業種の方がやられて、派遣先はどうやって選んでいくのかですね。雇用契約とか最低賃金とか、労災とかあると思うんですが、そういったものは担保される枠組みなのか、お願いします。

**井迫新規就業・経営体支援課長** まず、これが大分オリジナルで、他にないのかと。私どもが承知している限りでは、全国的にもこのような援農従事者向けの研修を補助する事業はないので、恐らく大分県のみであろうと思っています。

また、事業の実施については、こちらが想定しているのは、大分県全域に援農従事者を派遣できるような事業体、実際には菜果野菜アグリという会社が該当するだろうと見込んでいます。また、そちらは形態としては、作業員を会社が雇用して、依頼のあった農業経営体に請負という形で作業員を送って、そのサービス会社の下で、請負作業員が農業で実際に作業するという形です。

また、これは請負で、指揮は会社が執るので、労働法上も合法です。

また、待遇については、基本給を1時間当たり850円と設定しているので、最低賃金との関係でも問題ないと。労働法規は完全に遵守されていると理解しています。

**鴛海委員長** ほかに委員外議員の方、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないようですので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、

本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**宇都宮農林水産企画課長** 農林水産委員会資料の7ページをお願いします。

令和2年度大分県一般会計補正予算（第4号）7月専決のうち、農林水産部の事業は農林水産業施設等復旧支援事業1億5千万円です。

この事業は、被災した生産者等の早期の生産活動再開を後押しするため、生産者等が行う土砂撤去や用水確保などの緊急対策や、農業用ハウス等の生産施設の復旧、機械の更新、ほだ木再造成などの経費に対し助成するものです。

補助率は基本的に国の補助事業に県と市町村で上乗せして6分の5とし、国の補助事業を活用できないものは県と市町村で負担して3分の2とすることで、生産者による復旧・復興をしっかりと後押ししていきます。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**小嶋委員** 7月の専決ですので、それは決まった話で既に進んでいると思います。大体、災害が起こってこういう補正予算が立って、そして、2か月ぐらいたった時点で、その執行状況がどうなのかを少し御説明いただけますか。

**宇都宮農林水産企画課長** 現時点で国の補助事業との兼ね合い等々もあり、農林水産部各課で予算化していますが、実際の執行は各課でしています。既決で1億5千万円組んでいましたが、それが全部出ているかと言われると、そこまでは出ませんが、今回、災害で大きく被害が出ています。それで、今回、この1億5千万円をまた上乗せしたという状況です。執行状況について、各課それぞれ御説明した方がよろしいでしょうか。

**小嶋委員** 細々したところはいいいんですが、国のお金の出方がちょっと早いとか遅いとか関係なく、被災した方々でとにかく早く事業再開をしないと生計が立っていかない人が多いだろうと思うんですね。なので、ここは金額の範囲で

1億5千万円ぐらいだから、知れているという言い方は良くないのかもしれませんが、やっぱり必要な人には必要なだけ、早めに措置しないと大変じゃないかなというのが私の思いです。補正予算が7月に専決されて、大体2か月、あるいは3か月以内にはほぼ完結するぐらいのスピード感を持ってやらないと、被災している人たちは本当にもうやる気をなくしているところもあると思うので、モチベーションを上げていくには、やっぱり県の応援がせつかくあるんだから、ここは十分活用してというのが私の思いですが、いかがですか。

**宇都宮農林水産企画課長** 申し訳ありません。どちらかという、書類が後になっているものですから、実際のところは、さきほど太田副委員長の話もあったとおり、ポンプを置いたりとか、そういうところには実際には使っていただいています。今のところ当課で全てを把握はできていないんですが、実際は現場は動いている状況です。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

続いて、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった、第84号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について及び第85号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**景平審議監兼漁業管理課長** 第84号議案知事

等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の8ページをお開き願います。1の改正理由ですが、今回の条例改正は、漁業法改正に伴う海区漁業調整委員の選出方法の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

資料の11ページを御覧ください。先に、漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員選出方法の変更について御説明します。

資料の上の枠囲みの中の法令改正の概要を御覧ください。改正漁業法は今年12月1日から施行されます。主な内容は、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すことです。その一環として、海区漁業調整委員会の委員の選出方法についても見直しが行われました。

次に、1海区漁業調整委員会の委員選出方法の変更を御覧ください。海区漁業調整委員会は、資源管理方針や漁場計画の策定、漁業権の免許等に関する知事への意見や漁業調整等を行う県の行政委員会です。下の新旧比較の表を御覧ください。改正前は、選出方法については、漁業者委員は公選、学識委員と公益委員は知事が選任していました。漁業法改正後は、選出方法が変更となり、公選制が廃止され、全ての委員について、知事が議会の同意を得て任命することになります。なお、現委員の任期は令和3年3月31日までであり、今年度中に次期委員を選出する必要があります。

下の枠囲みの中の2スケジュールを御覧ください。選出のスケジュールですが、10月に知事が候補者の推薦の求めと募集を実施し、令和3年3月に県議会で同意をいただければ、4月に知事が海区漁業調整委員15名を任命することになります。

以上が、漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員選出方法の変更の内容です。

第84号議案の説明に戻ります。資料の8ページにお戻りください。

次に、2改正内容についてです。これは、さきほど11ページで御説明したとおり、委員の

選出方法が変更となり、公選制が廃止され、全ての委員について知事が議会の同意を得て任命することになったため、地方自治法施行令第173条が改正され、海区漁業調整委員の賠償の限度額（最低責任負担額）を算出する給与の年額に乗じる係数が現行の4から2に変更となったことから改正を行うものです。

最後に、3施行期日については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行日である今年12月1日施行を予定しています。

次の9ページには今回の条例の一部改正の概要を添付しているので、後ほど御覧ください。

続いて、第85号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について説明します。

資料の10ページをお願いします。一番上の枠囲みの中の条例の概要を御覧ください。本条例は、住民基本台帳法で定めることとされている、住所、氏名、生年月日、性別等の本人確認情報について、知事が提供可能な事務の範囲やその方法等を定めた条例です。

次に、(1)法令改正に伴う規定の整備ですが、本条例改正は、さきほど11ページで御説明したとおり、改正漁業法及び改正漁業法施行令が今年12月1日付けで施行されることに伴い、規定を整備するものです。

次に、(2)条例改正の概要ですが、知事が保有している本人確認情報を知事以外の県の執行機関に対し提供できる対象は、住民基本台帳法で定められた①法定提供事務と、本条例で定めることとされている②独自提供事務の2種類があります。今回、②独自提供事務のうち、求めがあれば知事が県の選挙管理委員会に対し提供することとされている、漁業者委員の立候補の届出や告示等に関する住民基本台帳情報の提供事務について、公選制が廃止されたため、当該事務に関する規定を削除するものです。

最後に、2施行期日ですが、改正漁業法の経過措置により既に選挙を実施しない取扱いとされていることから、改正漁業法及び改正漁業法施行令の施行の日ではなく、本条例の公布の日としています。

**鷺海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**小嶋委員** 海区漁業調整委員の選出方法、さきほどの説明では、選挙によらなくなったんですよね。改正前が選挙で、改正後は全員を知事が議会の同意を得て任命となっていますね。それで、15名の承認を3月議会ですることになるんですが、15名の選出については、これは役所でどなたかを選出することになるのか。

それと、選出の際に、自分はこれをやりたいという、候補者となるべき方々の手挙げ方式があるのか、そこを御説明いただけますか。

**景平審議監兼漁業管理課長** 従来は公職選挙法にのっとった公選制度をとっていました。ただ、現実には20年ほど前に1度あったきり、実際に選挙はありませんでした。

改正後は、まずは公募という形をとります。自己推薦も含めて、団体推薦もある形での公募という形をとります。その中で、定員があるので、定員をオーバーする部分については、中身を精査して、まずは選定の基準を設けています。それについては、今後、ホームページ等でオープンにする予定となっていますが、それにのっとって、点数制で点数を付けていきます。その中で、どうしても順位が付けられない場合においては、面談を実施して、そこで点数を付ける形で、点数に収まるように選んでいきます。

いろんな採点の基準については、各県に任されているので、大分県で策定した基準で採点していくことになります。

**小嶋委員** 分かりました。ここに説明も少し書いてはあるんですが、一番大事なのは、いわゆる公平性と言いますかね、それから、しっかりその役割を果たしていただけるかの判断が重要になると思うので、一方的に役所の都合のいい人ばかりを選ぶということはないとは思いますが、ここはしっかりと公平性を担保いただけるようによろしくをお願いします。

**景平審議監兼漁業管理課長** 全ての工程は、選出方法の基準に関しても公にすることとなっているので、御心配には及ばないと思います。

**鷺海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第84号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第85号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告したい旨の申出があったので、これを許します。

それでは①の報告をお願いします。

**宇都宮農林水産企画課長** お手元の別冊資料大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

安心・活力・発展プラン2015の令和元年度の農林水産部関係の実績について御報告します。なお、机上にはまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況を別紙としてお配りしています。この施策KPIはプラン2015の目標指標と同じものを使用しているので、内容についてはプラン2015の資料により説明します。

資料の139ページをお願いします。農林水産部では、左上の政策名にある挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を政策目標として掲げ、Ⅲに記載している構造改革の更なる加速以下四

つの施策に取り組んでいます。以下、各施策ごとの実績を順に説明します。

140ページをお願いします。施策名構造改革の更なる加速です。Ⅱの目標指標農林水産業による創出額です。30年度の創出額は目標値2,311億円に対し、実績値は2,216億円、達成度は95.9%となりました。

次に、内訳ですが、農業産出額は、暖冬による生産量の増加で価格が低下したことなどから、目標を下回りましたが、林業は、堅調な国産材需要を背景に素材生産量が増加し目標を達成、水産業は、養殖業のブリ類やヒラメの生産増などにより昨年度を上回ったものの目標値は下回りました。

141ページを御覧ください。一番下のⅦ、今後の施策展開ですが、令和5年の創出額目標2,650億円の達成に向け、水田の畑地化等による高収益な園芸品目への転換加速など、おおいた農林水産業活力創出プラン2015の取組を着実に進めていきます。

次に、148ページをお願いします。マーケットインの商品（もの）づくりの加速です。Ⅱの目標指標のi戦略品目の産出額は、30年度の目標値906億円に対し、実績値880億円、達成度は97.1%となりました。農業では、さきほど御説明したとおり、冬場の価格低迷等により目標を下回ったものの、林業や水産業では目標を上回りました。目標指標のii農林水産物輸出額は、新型コロナウイルスの影響で中国向け丸太などが落ち込んだことや北米向け養殖ブリが他産地や冷凍品と競合したこと等から目標を下回りました。

149ページを御覧ください。一番下の今後の施策展開ですが、ベリーズやうまみだけ、かぼす養殖魚などの特徴ある農林水産物について、生産・流通拡大を進めます。また、食品企業との連携を継続するとともに、出荷先を安定的に確保するための販路の多チャンネル化も進めていきます。

158ページをお願いします。産地を牽引する担い手の確保・育成では、Ⅱにある農林水産業への新規就業者数と中核的経営体数を目標指

標としています。新規就業者数は、令和元年度の目標値433人に対し、実績値435人、達成度は100.5%となりました。県外での相談会の開催や就農学校等の研修制度、県独自の給付金制度など就業支援制度の充実により、これまでで最多となりました。中核的経営体数は、農業法人数は目標を下回りましたが、林業、漁業は目標を達成しています。

159ページを御覧ください。一番下のⅦ、今後の施策展開ですが、就業初期の負担軽減など、円滑な経営開始等を支援するとともに、産地等を牽引する大規模な担い手や参入企業などの確保・育成に取り組みます。

166ページをお願いします。元気で豊かな農山漁村づくりです。Ⅱの目標指標のうち、下段の有害鳥獣による農林水産業被害額では、防護柵の計画的な設置等を推進してきた結果、被害額はこれまでで最小の1億7,200万円となりました。

167ページを御覧ください。一番下の今後の施策展開ですが、世界農業遺産ブランドの活用や日本型直接支払制度のさらなる活用、ICT付き捕獲わなの導入による鳥獣被害の減少などにより、元気で豊かな農山漁村づくりに取り組みます。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に、御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

**宇都宮農林水産企画課長** 農林水産部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について、御報告します。

お手元の青い表紙の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書2ページの目次を御覧ください。当部が所管する団体は、出資比率25%以上等の指定団体が、No.15公益社団法人大分県農業農村振興公社からNo.20公益社団法人大分県漁業公社までの6団体、次ページの

出資比率25%未満のその他の出資等団体が、No.11大分県農業信用基金協会からNo.14周防灘フェリーまでの4団体、合計10団体です。

本日は、出資比率25%以上の指定団体のうち、委託料や補助金等の財政的関与の高い5団体について、経営状況等を順次、担当課長から御説明しますので、よろしくをお願いします。

**田染農地活用・集落営農課長** 農林水産委員会資料の12ページをお願いします。公益社団法人大分県農業農村振興公社の経営状況を説明します。3の事業内容ですが、農地中間管理事業や大規模リース団地整備支援対策事業などを行っています。4の元年度決算状況について、下線の箇所のとおり、1億4,412万4千円の赤字となっています。これは、大規模リース団地整備支援対策事業の新規実施地区がなかったことにより補助金の受入れが減少したことによるものです。5の問題点及び懸案事項について、まず、大規模リース団地整備支援対策事業は、毎年の事業規模や繰越の有無等が決算の状況を大きく左右する要因となっており、事業量の安定確保と事業量に応じた体制づくりが課題となっています。引き続き関係課と連携しながら事業の確保等に努めていきます。

農業文化公園については、コロナ禍の状況を注視しながら、観光企業や報道機関への働きかけを強化し、県内外の旅行会社等のツアー誘致に積極的に取り組みます。また、SNS等を活用した情報発信など引き続き広報活動に力を入れていきます。

農地中間管理事業については、前年度を下回る結果となりましたが、これまで市町村で行っていた農地利用集積円滑化事業と公社の農地中間管理事業が統合されることから、農業委員会等の関係機関との連携をさらに強化しながら重点実施区域での集積を促進していきます。

資料の13ページをお願いします。一般財団法人大分県主要農作物改善協会です。3の事業内容ですが、稲・麦及び大豆の種子の確保・供給、また、優良種子の生産のため品質改善に関する事業を行っています。4の元年度決算状況

について、下線の箇所のとおり、1, 531万8千円の黒字となっており、適切な生産供給と在庫管理が行われているものと考えています。5の問題点及び懸案事項について、まず、種子の供給不足が生じず、かつ不良在庫が生じないよう計画的採種に努める必要があります。品種ごとの需要動向を勘案した上で計画的な採種を行うとともに、種子の在庫状況を半期ごとに県に報告するよう指導し、安定的な種子生産を継続していきます。

**河野畜産振興課長** 資料の14ページをお願いします。公益社団法人大分県畜産協会です。3の事業内容ですが、畜産経営体に対する経営・技術改善や畜産物の価格変動に対する価格差補填、家畜の衛生対策などに関する事業を行っています。4の元年度決算状況について、下線の箇所のとおり、124万円の黒字となっています。これは、経費削減や事業の積極的受入に努めたことが主な要因です。5の問題点及び懸案事項について、現在コロナ禍における畜産農家に対する効果的な支援が求められています。そのため関連対策事業の受入れを積極的に行い、畜産農家の支援を行うとともに、今後とも、事務の効率化や自主財源の確保に努めながら、畜産農家の収益拡大に向けた各種事業に取り組み、畜産振興に努めるよう指導していきます。

**吉川林務管理課長** 資料の15ページをお願いします。公益財団法人森林（もり）ネットおおいです。3の事業内容ですが、林業労働力確保に向け、各種保険料への助成などを実施しており、特に研修事業では、平成28年度からおおい林業アカデミーを開講し、林業経営を担う人材育成を図っています。4の元年度決算状況については、下線部の箇所のとおり、1, 274万2千円の黒字となっています。これは、効率的な事業実施に努めたことによるものです。5の問題点及び懸案事項として、当法人は、中期経営計画（H30～R4）に基づく効率的な事業の実施と、基本財産の安全かつ効率的な運用による運用益の確保に努めた結果、直近5年間の決算が黒字となりました。県としては、今後とも、法人の健全な経営が図られるよう指導

していきます。

**高野水産振興課長** 資料の16ページをお願いします。公益社団法人大分県漁業公社です。3の事業内容ですが、主にクルマエビやマコガレイなどの放流用種苗の生産・販売及びあっせんを行っています。4の元年度決算状況について、下線の箇所のとおり、145万4千円の黒字となっています。これは漁業者等からの多様な需要にきめ細かに対応することで、収入の確保を図ったことや、餌代などの経費削減に取り組んだことが主な要因です。5の問題点及び懸案事項について、種苗需要の変動や材料費等の高騰など経営環境が厳しい中、6年連続で黒字を確保しています。他方、生産施設の老朽化が進み、生產業務に支障を来している箇所も多くなっています。

今後、さらなるコスト削減を図りながら収入確保に努めるとともに、特に、老朽化が著しい国東事業場については、現在地での建て替えを計画しています。今年度、実施設計を行っており、令和4年度の竣工に向けて取組を進めています。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**二ノ宮委員** いろんな委員会に行って概要報告を聞くんですが、なかなか意味が分からない。例えば、13ページの一般財団法人大分県主要農作物改善協会の経常収益が7, 904万3千円、経常費用が6, 372万6千円とあるんですが、こういう協会の経常収益とかは、何かで見ることができるんですか。もしよければ、簡単にこの経常収益と経常費用はどういうものがあるか、ちょっと教えてください。

**田染農地活用・集落営農課長** 経常収益は、米、麦、大豆の種子の販売にかかる手数料、稲でいえばキログラム当たり7円、それから、麦、大豆でいえばキログラム当たり5円で、経常費用は、種子を農家に届けるための運搬経費や保管料とかですね。経常収益から経常費用を差し引いたものが大分県主要農作物改善協会の利益という形になっています。

**二ノ宮委員** どういう種子がこの協会を通過

いくんですか。

**田染農地活用・集落営農課長** 米、麦、大豆の奨励品種が、大分県主要農作物改善協会が取り扱っている種子です。

米で言えば、ひとめぼれ、それから、つや姫、ヒノヒカリ、麦で言えば、チクゴイズミとか、トヨノホシとか、そういったものが具体的に大分県主要農作物改善協会が取り扱っている品種になります。

**二ノ宮委員** 例えば、ヒノヒカリは、自家米から種子を採ることができるんじゃないですか。それ以外の、例えば、ひとめぼれとかはまだ自分のところで種子を採ることはできないんです。それで、ヒノヒカリをここに通す分と、それから、例えば、農協なんかでしている分は全部この協会を通っているんですか。

**田染農地活用・集落営農課長** 当然、種子更新をする場合に種子を購入するものは、必ず大分県主要農作物改善協会から農協、それから、収穫業者、そういったところを経由して農家に届いている状況です。

**守永委員** 大分県主要農作物改善協会に関連して質問なんですけど、ここに供給不足が生じないように種子確保を行うということで、問題点、懸案事項が書かれているんですけど、今年の気象はかなり変動があったり、ウンカの被害があったりといった状況が見込まれるんですけど、現状で予定どおりの計画数量が収穫される見込みが立っているのか、あと、主要農作物種子法が廃止されましたが、その影響が何かあるのか、現段階で分かっていることがあれば教えてください。

**田染農地活用・集落営農課長** まず、今年産種子の生育の状況ですが、当然、今回の気象、7月豪雨、それから、台風といったものの影響を受けるということは考えられると思います。

種子の確保については、そういった状況を考慮しながら、不足する分に関しては、まずは他県で生産しているところから融通してもらおう。全国的に不作となった場合は、いわゆる準種子といった形で、一般のものを種子に転用する形で緊急的な措置をとっていくので、農家の希望

する量に対しては、できるだけ確保できるような対応をしていくという状況です。

現時点の作柄に関しては、今確認の段階で、まだはっきり言える状況ではありません。

主要農作物種子法廃止の影響ですが、県は基本要綱をしっかりと設置して取組を進めていますし、民間企業の参入といったところの動きもまだ見えていない状況ですので、廃止後の影響については現段階ではありません。

**守永委員** ありがとうございます。ぜひ採種圃の生育状況を把握されて、きちんと採れば一番安心なんですけど、無事な制御をお願いします。

参考までに、採種圃の設置状況と、あと、原種圃については試験場になると思うんですけど、原種圃での生育状況が分かれば教えてください。

**田染農地活用・集落営農課長** 原種圃の設置状況ですが、今のところ生育的には大きな影響は受けていないということです。

詳しい状況は、また後ほど御説明に上がりたいと思います。今のところそういう状況です。

**守永委員** ありがとうございます。後ほどよろしくをお願いします。

**井上（伸）委員** 12ページの大規模リース団地整備支援対策事業の中で、1億3,500万円云々と書いている、新規地区が無と書いているのは何ですか。

**田染農地活用・集落営農課長** 元年度の決算状況でして、元年度に大規模リース団地事業の該当地区がなかったということで、無しという表現をしています。

**井上（伸）委員** 該当地区がなかったというか、新規地区に応募する、そこに加入する方がいないということですか。それはどういう理由ですか。

**田染農地活用・集落営農課長** 今、この大規模リース団地事業に関しては、新規就農者向けに毎年リース期間を定めて、事業実施者からリース料を取って大規模な施設を設置するという枠組みにしています。事業規模がかなり大きな施設になるので、この希望がなかったということです。また一つの理由として、今、金利が低くなっており、自己資金を手当てできる農家は、



自分で資金を出して事業を実施できることもあり、元年度に関してはこの事業の要望がなかったという状況になっています。

やはりこの大規模リース団地事業は重要な事業ですので、この事業の取組を継続させていくため、新規就農者が事業に取り組みやすい形として、国庫と県単事業の両方で実施する形に改善を図りました。

**井上（伸）委員** ですから、コロナ禍の影響がいくらかあるんじゃないですか。いわゆる大規模でやりたいんだが、コロナ禍で値段が安くなってしまって将来が見込めないから、これはやっても厳しいかなという思いの方が結構出てきて、なかなか新規についてはないという状況なんですか。結論的には、これは価格が安定しないからこうなって、安いからしないということにつながると思うんですが、そういった状況ではないんですか。コロナ禍は関係ないですか。

**田染農地活用・集落営農課長** 今回のこの決算書は、昨年4月1日から今年3月31日の内容となっていて、コロナの関係の影響は受けていません。今年度の事業の実施状況については、国庫事業いちごと県単のいちごの施設事業を今執行を進めているという状況ですので、今のところコロナの影響というのは、この事業に関しては見られていないという状況です。

**井上（伸）委員** 今後は心配していませんね。

**田染農地活用・集落営農課長** 今年度の実施予定で今事務を進めているので、今年度は影響を受けていないと判断をしています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに、御質疑等もないので、次に、③、④の報告をお願いします。

**河野森との共生推進室長** 大分県森林環境税報告書について説明します。本日は、資料の17ページから18ページに報告書の概要をまとめているので、こちらで説明します。詳細は別途配付している報告書を後ほど御覧ください。

この報告書は、大分県森林環境税に係る事業の今期の成果と今後のあり方について、有識者で構成する大分県森林づくり委員会が検証し、8月28日に知事に御提出いただいたものです。

まず、17ページの1の大分県森林環境税の制度についてですが、森林環境譲与税とは別に平成18年から導入した本県独自の税です。

(2)の税収にあるとおり、本税の徴収額は平成28年度から令和2年度までの5か年で16億7,100万円が見込まれていますが、税収が安定的なことから、使途事業に計画的に取り組める財源となっているとの評価をいただいています。

2の第3期大分県森林環境税活用事業の検証については、(1)税を活用した取組として、平成28年度から令和元年度までの4年間の実績で約11億9,700万円余りの事業を実施しており、施策として、ローマ数字ⅠからⅢの三つの柱を設けています。Ⅰの県民生活と自然環境を守る森林づくりでは相次ぐ豪雨災害の対策として、流木発生の危険性が高い河川沿いの人工林整備を実施しました。また、シカによる林業被害を軽減するための捕獲報奨金の財源としており、被害額は減少傾向にあります。Ⅱでは、森林資源の循環利用に向けて、低コスト再造林を支援するとともに、武道スポーツセンター等への県産材の利用拡大にも活用しました。Ⅲでは、森林ボランティア団体の活動や森の先生派遣による児童の森林体験活動にも支援するなど、幅広い取組を展開しています。(2)は森林環境税に対する県民の意識について取りまとめたものです。昨年度実施したアンケート調査では、県民の関心は「荒廃森林の整備」や「シカ被害対策」にあり、また「災害に強い森林づくり」に対しても大きな期待を寄せていることが分かりました。また、森林環境税の継続については、多数の賛成意見がありました。

18ページを御覧ください。3の県として取り組むべき森林・林業の課題についてですが、委員の皆さまからは、引き続き継続して取り組むべき施策として、災害に強い森林づくりや鳥獣被害対策、森林環境教育・木育の推進などがあ

げられました。

最後に、4の第4期大分県森林環境税のあり方についてですが、(1)にあるとおり、森林環境税の継続については、現在の税負担がおおむね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当との意見が報告されています。今後は、9月30日からパブリックコメントを実施し、県民の皆さんの御意見をお聞きした上で、来年度以降の森林環境税の継続について県の方針を決定し、継続する場合、第4回定例県議会でお諮りすることになります。

**三浦地域農業振興課長** 資料の19ページをお願いします。秋の恒例イベントとして定着している、令和2年度の大分県農林水産祭について御報告します。

本年度は1にあるように、10月10日、11日に別府公園で農林部門と水産部門を合同開催します。例年、水産部門は亀川漁港で開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するために農林部門と合同開催としています。4にあるように、行事内容は、ふるさと産直売コーナー、ふるさとの食コーナー、畜産コーナー、林業コーナー、水産コーナーなど、例年同様、盛りだくさんとなっています。5を御覧ください。8日の知事定例記者会見では、その時点の国の基準であった5千人の入場制限で開催すると説明していましたが、国が19日から5千人の入場制限を緩和したことを踏まえ、十分に人と人との間隔を確保できる同時間帯1万5千人の入場制限で開催します。また、滞在時間も1.5時間から2時間に緩和します。なお、マスク着用、手洗い・手指消毒の励行、体温チェック、非接触型アプリのインストールをお願いするほか、開会式以外のステージイベントや無料配布を中止し、密の発生を抑制するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策は徹底していきます。6にあるとおり、例年同時開催している畜産共進会種畜の部肉用牛の部は、予選が開催できない地区があるため、本年度は中止となりました。

コロナ禍の影響下にありますが、県としては、このような状況だからこそ、県民、生産者、関

係団体、行政が一体となって、県内の消費を盛り上げ、元気づけていこうと考えています。多少御不便をおかけするかもしれませんが、県民の皆さんに御来場いただきたいと思っています。**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**守永委員** 今説明のあった農林水産祭に関してですが、来場者の名簿を作成とありますが、記入していただいて入場することで、かなり渋滞というか、そこが密になってしまうんじゃないかと思うんですが、そういう受付時の密度対策はどうされるんですか。

**三浦地域農業振興課長** 入場時には整理券を配るだけになります。順次配っていきますので、そこで密になることは想定していません。退場時に整理券に氏名、連絡先を記入していただくことにしていますし、当然、退場口でも書けませんが、園内各所で記入できるようにして、園内にいる間に書いていただき、退場時に提出していただくという方式をとっています。

**井上(伸)委員** 森林関係、林業に関わる者としては大変勇気づけられるものだと思いますが、手付かずの森林の整備と言いますけども、大分県全体で今まで大体どのくらいあるか把握していますか。西部地区とか東部地区。そういった森林、このくらいは整備しなければいけないものはどのくらいあるか。これは森林組合が見付けて報告して書類を上げるので、手付かずの状態、誰が所有者か分からないのを整備するというのは、誰が申請してどうするのかがいまいち分からなくて。それに加えて、大体どのくらい面積があるのかなということ。

それから、河川沿いの森林整備は相当ありますよ。どこをどうやって整備するの。誰が見付けて、ここはこうしなきゃ危ないよというのを。それか、崩落したところを整備するという状況ですか。急傾斜地は当然、急だから、危ないなといったところで、大体それは予想付くんですがね。河川沿いの森林整備はとてもじゃないと思うのだが、その辺。

それと、今一番私が願っているのは、県道とか市道にどうも木が覆い被さっているでしょう。

あの下を行くと、上からどんどん落ちてこないかと心配をいつもしているんですよ。どうしてこれを森林環境税で整備しないのかな。いろいろ聞くと、あれは土木行政だから、金がないからできませんと、土木に行けばそう言うし、森林の関係は、いや、そういうところに使うようになっていないからしませんとか言うし。本当にやってもらいたいのは、目に見えてよく分かる、ああ、明るくなったな、良くなったな、環境が良かったという森林整備で、沿線をずっとしてごらんささいよ。これは見かけが良くなって広く見えるし、それが森林環境税を一番使うところじゃないのかなと。

例えば、1キロメートルか2キロメートルぐらいを試して1回どのくらいかかるかやってみたらどうですか。僕がしたいです、本当は。でも、するだけの資金が、山が高ければするが、安いのでそこまでしきらんです。自分の山のところにも少しはあるからですね。皆さんそう思いませんか。県道、市道の沿線をぜひとも僕はしてもらいたい。皆さん思いませんか。その辺の思いはどうでしょうか。

**吉川林務管理課長** 今、1点目に御質問いただいた未整備の森林がどれぐらいあるかということについてですが、これまでは全体として把握していないと思います。正に去年から国の森林環境譲与税が始まり、市町村で未整備森林がどれぐらいあるのかを順次今把握しています。当然それは市町村に任せていてもうまく進みませんので、県の本庁の人間と出先の振興局の人間が入りながら、いろんなシステムを使って、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかということで進めています。

市町村ごとによって、やっぱり進捗に差が出てきています。これは市町村のマンパワーの問題もあるので、日田市のように林業の専門の職員がいるところは速く進んでいるし、農と林とで兼務しているような市町村はなかなか難しいところもあるので、そういったところについては、今年度から県の職員が市町村を訪問する形で、質問を待っていてもそういう方々は質問もなかなかできないという実態もあったので、伺

って話を聴きながら、どこに問題点があるのか、県でどういうことができるのか、そういったことを今年は進めています。

**吉松森林整備室長** 河川沿いの森林の整備についてお答えします。

委員が言われた、誰が見付けてというところなんですが、この河川沿いの森林整備については、平成24年の九州北部豪雨災害を契機に、流木が流れ出たということで、この事業を開始しています。

平成24年については、山国川であるとか、竹田の玉来川であるとか、そういうところから流木が発生したということで、竹田市、中津市、それから、日田市辺りの豪雨災害があったところを中心に実施しています。

その後、平成29年にまた九州北部豪雨があったので、そのときまた流木が流れ出たということで、当時は日田市を中心に事業を展開しています。

県下は広いので、どうやってそういう河川を見付けるかということに関しては、今、山の地形を航空レーザー測量で、かなり詳細に地形が分かるデータがあります。それも29年の豪雨災害を受けて林野庁で撮影をしていただいたものが県に入っています。まだ全県全て詳細なデータはいただいているんですが、そのいただいたデータを活用しながら、傾斜、それから、地形を見ながら、そういう危険な箇所を今抽出しようとしているので、そういうのができれば、市町村に情報提供して、危険な箇所の事業実施に協力していただく形になろうかと思えます。

**河野森との共生推進室長** 井上委員から御質問のあった道路沿線の倒れかかるような木の伐採の件についてお答えします。

現在、道路管理者のものについては、その管理者が倒木とか生じた場合については切っていますが、本年度からは、県の管理道路沿いで、豪雨災害等で倒木のおそれがある場合の木の伐採について、安全・安心な道路環境創出事業、これは道路保全課が所管していますが、森林環境税を利用して被害木等の伐採等を行うという新しい事業を組み立てています。

土木建築部や、それから、市町村と連絡を密に取りながら、本事業を有効に活用していきたいと思っています。

**井上（伸）委員** その件については土木へ行けば分かるんですか。

**河野森との共生推進室長** 本事業は土木建築部の道路保全課で所管、実施する事業です。

**井上（伸）委員** よろしくお願ひします。とにかくスピーディーにやっていただきたいと思ひます。今から調べてやりますというのはちょっと遅いかもしれない。早くやらないと、私たちが後がありませんので、よろしくお願ひします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに、御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**吉村委員** 1点だけお耳を貸していただければと思ひます。

コロナ対策の中で、学校給食に県産のものを出していると思ひますが、私の周りでは非常にありがたいという声を聞いています。その中で、一緒に渡しているファイルであったりとか、読み物であったりとか、食育という部分で渡しているものがあるかと思ひますが、そういったのも子どもたちは非常に喜んで使っている姿を見かけます。

農林水産部だからこそできる子どもたちの応援というのの一ついいのかなと感じていて、地域の方との話の中で、まだ小、中、高校生、当然コロナの中での大変な生活をしているという部分で、木で作ったファイルとか、あと、県の木の鉛筆とか、そういったものを何かのタイミングで学生に渡すような機会があれば、またそれはそれで林業についての一つのきっかけになるのかなと感じました。当然お金のかかることなので、やれよという話ではなくて、農林水産部だからこそできる子どもの支援というか、応援という部分で、一つ参考にしていただく機会

があれば、ぜひよろしくお願ひします。

**堤委員外議員** さきほど種子法の廃止の話があったんですが、この前の議会で部長が種苗法の関係で、住民と農家の方々が安心してきちっとなりわいをやっていけるように情報発信をしていくという話をされているんだが、その情報発信の仕方の問題でも、今現在、法律は継続審議となっているが、あの中身を見ると、危惧されることが非常に多いんだよね。この前の話を聞いていると、何か全部安心だと。つまり、一般品種、在来品種は全部安定だよという話しか聞こえないわけね。しかし、考えてみれば、今度、訴訟という問題が出てくるわけね。もともとこれはTPP11の中で出されてきた種苗法の廃止。つまり、バイオ化学工業が日本の市場に入ってくるのがもとだから。だから、そうすると、結局、在来品種であったとしても、少し手を加えて、それを特性表に登録すると。例えば、そういうものが在来品種の中で生産されている。特性表で同一とみなされてしまうと、結局、登録の侵害とつながってくるわけですね。そうすると、よくスラップ訴訟と言うでしょう。カナダでは実際スラップ訴訟も起きて、モンサント社が勝利しているんだが、これはそういう危険性も非常に高い。だから、安全であるということだけじゃなくて、そういう危惧もあるということは情報発信の中でやっぱりやっていかなければならないと思うんだが、そこら辺は県としてどう考えているの。

**三浦地域農業振興課長** 種苗法についてですが、今、議員から在来種を少し改良して登録をした場合という話がありましたが、基本的に、現行では在来種と全く同じであれば当然登録はできません。改良したら、その改良した部分が明らかになれば登録できるということで、在来種とは違う品種になると思うので、今現在、国が言っている中では、在来種が作れなくなるということはないのかなとは思ひています。

前回御質問がありましたが、国が出している情報を農業者の方々に伝えていくことで、振興局を通じて問合せがある場合には回答するように進めていますし、国に対しても新しい情報を

出すよう要請はしています。7月に国のホームページが改正されました。ただ、改正はされたんですが、若干詳しくなった程度で、新しい内容はほとんど入っていませんでした。

そこで、先月、県から、例えば、事務手続はどうなるんだとか、それから、自家増殖をした場合に、その自家増殖の許諾料はどうなるんだとかいう点を質問したんですが、結局、回答は従来どおりの回答で、新しいものは得られませんでした。

今後、引き続き国に対して新しい情報を出してくれということには行っていきたいと思っています。

**堤委員外議員** 今度の場合には原則一般種等々についても、本来は禁止なのね。本来、自家増殖はね。しかし、そういう在来種、つまり、25年とか30年たっているものについてはオーケーですよということになるのだが、さきほど言ったのが非常に危惧されているのが聞こえてくるんよ、農家から。

実際にカナダでの事例、知っていますか。モンサント社が隣で遺伝子組替えの菜種を作っていて、その花粉が隣の有機農法の菜種のところに入ってしまって、それが同一とみなされてしまった。最高裁で何とその有機農家は損害賠償されたんよ。こういう状況も一方では考えられるわけ。つまり、同一性の認定は非常に難しいですからね。農系の職員がするわけですから、そういう点では、そういう危険性があるということはやっぱり認識をしておかないといけないし、さきほどから私が言っているのは、ただ単に安全であるということだけでしてはいけん。だから、そういう疑問もあるよと。両方でやっぱりやっていかないと、実際に判断するのは農家ですから。しかし、情報を出すのは行政ですから。そういうことがやっぱり大事になってくるので、実際に今あるところ、つまり、訴訟については、あの中を見れば大体分かるわけだから、そういう危険性があるということはやっぱり言うべきだろうなと思います。

最後に、大分県内のベリーツとか、登録品種の栽培面積は大体どれくらい分かかりますか。

**牛島園芸振興課長** 直近の面積で12.7ヘクタールになっています。

**堤委員外議員** 全体で。

**牛島園芸振興課長** 県内全体です。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これで、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**鴛海委員長** それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を延期していた県外所管事務調査についてです。

参考に全国の対応状況を申し上げますと、半数の都道府県議会が今年度中の実施について、中止を決定しています。九州では宮崎県が中止となっています。

今後の実施についてはいかがでしょうか。

〔「中止」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは、今年度の県外調査は中止としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それでは、7月豪雨の被災地視察を、支援の意味も込めて、1泊2日の県内調査として、実施するのはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 行程等については、委員長に一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

次に参考人招致の件ですが、第2回定例会の委員会で、皆さんにテーマなど、御検討をお願いしていましたが、いかがでしょうか。

〔協議〕

**鴛海委員長** 現場の意見を中心に聞く形で人選を行うということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

人選等については、委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。